

静岡市規則第 64 号

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 3 月 31 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則（平成19年静岡市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1）処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に併せて市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
 - （2）市長が別に定める方法により、処分通知等を行った市長等を確認するための措置
- 別表中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。